

平成19年7月5日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
理 事 長 清 水 巖 様

日本郵政公社  
郵便事業総本部メール事業本部  
手紙コミュニケーション部長 野村 晴一

拝啓 仲夏の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、郵便事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本郵政公社総裁あてに頂戴いたしましたお手紙につきまして、郵便切手・葉書の発行を担当しております私より回答申し上げます。

このたびは「汚染・き損の切手」の取扱いについてご提案いただきありがとうございます。

汚染・き損郵便切手については、郵便法第35条において「汚染し、若しくはき損された郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくはき損された郵便葉書若しくは郵便書簡は、これを無効とする。」と定められております。

これは、郵便切手は、郵便に関する料金納付のため用いられた証しとして、消印することになっておりますが、汚染し、若しくはき損された郵便切手が消印によって汚染し又はき損したものか他の理由によるものかを確定することが極めて困難であることが多い、すべて無効としているものです。

また、郵便切手は金券としての性格を有しており、金券ショップとの売買が行われる極めて換金性が高いものであることから、郵便切手の交換については、慎重に対応せざるを得ないものと考えております。

従いまして、郵便法に基づく内国郵便約款を改正することはできません。

なお、交換に際して一部の郵便局で間違った取扱いをしておりましたので、ご指摘をいただいた後、ただちに郵便局への取扱いの周知徹底を行いました。今後はお客様に対しまして一律な取扱いをするよう徹底してまいります。

今後ともお客様の視点に立った郵便サービスの提供に努めてまいりますが、お気づきの点がございましたらご意見を賜りますとともに、引き続き郵便局をご愛顧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

末筆ではございますが、貴台今後益々のご健勝をお祈り申し上げます。

敬具